

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点を措置内容の開始時期ととらえ、津波注意報の発令時にあつては港長からの「津波警戒体制」、津波警報等の発令時にあつては「津波避難勧告」が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、当直員(船橋当直・無線当直等)を配置し、無線(国際VHF 16ch)の常時聴取及び船舶電話等、通信手段を確保する。
また、AIS搭載船舶はAIS常時作動を確認する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波来襲時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

| 体制区分 | 台風等の状況 | 措置内容 |
|------|---|--|
| 注意喚起 | 台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。 | 在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。 |
| 警戒体制 | 台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の材木を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶(避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。)は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。 |
| 避難勧告 | 台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。 |
| 解除 | 徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。 | 避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。 |

津波災害に対する体制区分、措置内容

| 区分 | 津波予報の種類 | | 津波来襲までの時間的余裕 | 港内着岸船(:船舶対応、 :乗組員等の人命対応を示す。) | | | 錨泊船、浮標係留船 | 航行船 | |
|--------|---|-------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------|--|---|-------------------------|-----------------------------|
| | | | | 大型船、中型船(漁船を含む) | | 小型船 | | 大型船、中型船 (漁船を含む) | 小型船 (プレジャーボート、 小型漁船等) |
| | | | | 危険物積載船 | 一般船舶 (荷役・作業船含む) | (プレジャーボート、 小型漁船等) | | | |
| 津波避難勧告 | 大津波警報 (発令と同時に港長の 避難勧告発動とする。) | 巨大 10m超、10m、5m | 無し | 荷役中止 陸上避難又は船内避難 | 荷役中止 陸上避難又は船内避難 | 陸上避難 | 機関使用 | 港外避難 | 港外避難 |
| | | | 有り | 荷役中止・港外避難 | 荷役中止・港外避難 | 陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) 陸上避難 | 港外避難 | | 港外避難又は着岸の うえ陸上避難 |
| | 津波警報 (発令と同時に港長の 避難勧告発動とする。) | 高い 3m | 無し | 荷役中止 陸上避難又は船内避難 | 荷役中止 陸上避難又は船内避難 | 陸上避難 | 機関使用 | 港外避難 | 港外避難 |
| | | | 有り | 荷役中止・港外避難 | 荷役中止・港外避難・係留強化 陸上避難又は船内避難 | 陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) 陸上避難 | 港外避難 | | 港外避難又は着岸の うえ陸上避難 |
| 津波警戒体制 | 津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。) (発令と同時に港長の津波警戒体制発動とする。) | 1m | | 荷役中止・係留強化又は 港外避難準備 | 荷役中止・係留強化又は 港外避難準備 | 陸揚げ固縛又は係留強化 | 港外避難準備 (場合によっては港外避難、機関使用) | 港外避難準備 (場合によっては港外避難) | 陸揚げ固縛又は港外 避難又は係留強化 |
| 備考 | 気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。 | | | 事業者側で予め 対応マニュアルを作成 | 事業者側で予め 対応マニュアルを作成 | 平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分津波に対応できる 海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可 | 錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく | | |

【津波来襲までの時間的余裕】

無し :津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置(まで)が無い場合)
有り :津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置(まで)が有る場合)

【 :船舶対応】

港外避難 :港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
係留強化 :増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
陸揚げ固縛 :プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
機関使用 :錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【 :乗組員等の人命対応】

陸上避難 :船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
船内避難 :船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

小型船 :プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。

上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域(港)の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

災害防止措置の連絡方法

| 体制区分 | 連絡手段 | 連絡方法 |
|------|---------------------------|--|
| 注意喚起 | F ネット又は電話 | 別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統(以下「連絡系統」という)に基づいて通知する。 |
| 警戒体制 | F ネット又は電話 | 「連絡系統」に基づいて通報する。 |
| | 旗りゆう信号(津波、台風等) | 国際信号「ND」(津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。)又は「YD3」(風は、強くなる見込みである。)を巡視船艇に掲揚する。 |
| | ホームページ | 徳島海上保安部ホームページにて掲載する。 |
| 避難勧告 | F ネット又は電話 | 「連絡系統」に基づいて通報する。 |
| | 旗りゆう信号(津波、台風等) | 国際信号「ND」(津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。)又は「VL」(台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。)を巡視船艇に掲揚する。 |
| | ホームページ | 徳島海上保安部ホームページにて掲載する。 |
| 解除 | F ネット又は電話 | 「連絡系統」に基づいて通報する。 |
| | 注意喚起を除く 旗りゆう信号(津波、台風等) | 国際信号「UN」(貴船は、直ちに入港してよい。)を巡視船艇に掲揚する。 |
| | ホームページ | 徳島海上保安部ホームページにて掲載する。 |

・連絡手段が「F ネット又は電話」の場合、平日の昼間(0900～1700の間)は、F ネット、それ以外の日時又はF ネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>

避泊位置の通報依頼

| 通報手段 | 通報先 | 通報内容 |
|-------------|---------------------------|--|
| 無線 (VHF) | こうべほあん (CH16) | 宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項 |
| 船舶電話 | 徳島海上保安部 (0885-32-0431) | |
| FAX | 徳島海上保安部 (0885-32-0947) | |